

諸外国におけるプライバシー影響評価（PIA）の概略

※本資料は諸外国における PIA について概略的に記述したものであり、詳細については参考資料 2 「諸外国における PIA について」を参照されたい。

第 1 アメリカにおける PIA

1 法律上の根拠・行政機関における PIA の実施義務

電子政府法第 208 条及び国土安全保障法 222 条に基づき、行政機関は PIA の実施を義務づけられている。

2 対象

個人識別情報を含むプログラム、システム、技術、規則（新たなプライバシーリスクを生起するプログラム、システム改修も含む）

3 公開の有無

原則公開。

ただし、以下のいずれかを生起しうる場合はその範囲で非公開とできる。

- ①セキュリティ上の懸念
- ②機密情報（国家セキュリティ情報）の暴露
- ③機微情報（国家利益、法執行又は競争に潜在的損害を与えるものなど）の暴露

4 全体フロー

- (1) プライバシーしきい値分析（Privacy Threshold Analysis、以下「PTA」という。）を行い、PIA が必要か判断する
- (2) PIA を実施する
- (3) PIA 報告書について、実施機関内のレビュー官による承認を得た後、行政管理予算局に提出し、予算措置の判断材料とする
- (4) PIA を更新する（更新、変更があった場合）
※PTA は 3 年で失効するため更新が必要

5 第三者機関の役割

行政機関に対する第三者機関は存在しない。

第2 オーストラリア

1 法律上の根拠

法律上の根拠は存在しない。

2 対象

個人情報を取り扱う提案、レビュー、システム、データベース、プログラム、アプリケーション、サービス、取組み（システム改修も含む）

3 公開の有無

第三者機関によって要約開示が推奨されているが、セキュリティ、商業上の保秘、競争上の理由等から非公開とされる場合がある。

4 全体フロー

- (1) しきい値分析 (Threshold Assessment) を行い、PIA が必要か判断する
- (2) PIA を実施する

5 第三者機関の役割

PIA に対する助言を行う。

第3 イギリス

1 法律上の根拠

法律上の根拠は存在しないが、内閣府が中央政府機関に対し PIA の実施を義務づけている。

2 対象

個人のプライバシーに対して本質的なリスクとなりうるシステム・方針・手続等の新設又は変更（システム改修も含む）

3 公開の有無

原則公開だが、セキュリティ又は商業上の機微情報については非公開とできる。但し、非公開情報は可能な限り部分的に留めるべきとされている。

4 全体フロー

- (1) PIAスクリーニング判断を行い、PIAが必要か、必要な場合どのようなPIAが必要か判断する
- (2) 場合に応じて以下を行う
 - ①フルスケールPIAを行う
 - ②スマールスケールPIAを行う
 - ③PIAを実施しない
- (3) プライバシー法令遵守チェック・データ保護遵守チェックを行う

5 第三者機関の役割

PIAに対する助言を行う。

第4 カナダ

1 法律上の根拠

法律上の根拠は存在しないが、行政機関はPIAの実施を義務づけられている。

2 対象

- ①個人に直接影響を与える意思決定過程で個人情報を使用するとき
- ②行政目的で個人情報を使用する既存プログラムや活動を大幅に修正するとき
- ③プログラムや活動を政府の別組織や民間部門に外部委託又は移転し、プログラムや活動に大幅な変更をもたらすとき

3 公開の有無

部分公開をすべきとされているが、部分公開やその他の行政機関と共有する際は、セキュリティ要件やその他機密性、法的考慮を行うものとされている。

4 全体フロー

- (1) 個人情報を収集するかなどにより、PIAが必要か判断する
- (2) 予備PIAを行うか任意に判断する
→予備PIAとは、詳細情報がわからない概念段階又は設計段階で行うPIAであり、予備PIAを実施しても、プライバシーへ及ぼす影響がある場合は、詳細事項が決定された後にPIAを実施しなければならない
- (3) PIAを実施する

(4) PIA 報告書について、実施機関内の責任者による承認を得た後、第三者機関に提出する。さらに、プライバシー法上の義務である個人情報バンクを所管する財務委員会にも PIA 報告書を提出し、PIA の義務的要件の履行について確認を受ける。

5 第三者機関の役割

PIA に対する助言を行う。